

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

【概要】

【令和3年6月議会関連】

新型コロナウイルス等特別措置法（平成24年法律第31号）が改正され、同法附則第1条の2が削除されたことに伴い、当該条項を引用している国民健康保険条例の一部を改正する条例が6月議会で承認された。

内 容

新型コロナウイルス感染症の法における位置付けの変更

【改正内容】

(下線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 1 及び 2 (略) 3 給与等(所得税法(昭和43年法律第23号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 4～8 (略)</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 1 及び 2 (略) 3 給与等(所得税法(昭和43年法律第23号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 4～8 (略)</p>

参 考

①新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に支給する傷病手当金(令和2年度実績 3件・378,038円)

支 給 対 象	被保険者のうち、事業主から給与等の支払いを受けている方で新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状により感染の疑いがあるため、仕事ができなかった期間がある方
支 給 日 数	仕事をする事ができなくなった日から起算して3日を経過した日から仕事ができない期間のうち勤務を予定していた日
1日あたりの支給額	(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3で計算した額
適 用 期 間	令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で仕事に就くことができない期間(入院等が継続する場合は最長1年6か月まで)

②新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免(令和2年度実績 7,352,600円)

支 給 対 象	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重い傷病を負った世帯の方 ⇒ 全額免除 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 一部減額 												
減 額 要 件	<p>主たる生計維持者の</p> <p>ア：事業収入、給与収入、不動産収入のいずれかが前年の収入に比べて30%以上減少する見込み</p> <p>イ：前年の合計所得金額が1,000万円以下</p> <p>ウ：収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</p> <p>※全ての要件を満たした方が減免の対象</p>												
減 免 額	<p>保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額となる</p> <p>《減免対象の保険税額(A×B/C)》</p> <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得金額</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額</p> <p>D：主たる生計維持者の所得金額に応じた減免割合</p>												
減 免 割 合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる生計維持者の合計所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下の場合</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>400万円以下の場合</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>550万円以下の場合</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>750万円以下の場合</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下の場合</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得に関わらず対象保険税の全部を免除</p>	主たる生計維持者の合計所得金額	減免割合	300万円以下の場合	100%	400万円以下の場合	80%	550万円以下の場合	60%	750万円以下の場合	40%	1,000万円以下の場合	20%
主たる生計維持者の合計所得金額	減免割合												
300万円以下の場合	100%												
400万円以下の場合	80%												
550万円以下の場合	60%												
750万円以下の場合	40%												
1,000万円以下の場合	20%												

対象となる保険税	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期が到来する保険税
国県負担割合	令和2年度 国100%（特別調整交付金40%・災害時臨時特例補助金60%） 令和3年度 国40%（特別調整負担金）・県30%（特別交付金（県繰入金））・町30%